

○愛知大学における研究上の不正行為に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、愛知大学（愛知大学短期大学部を含む。以下「本学」という。）において行われる研究について不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、本学の構成員（本学の職員のほか、ポストドクター、リサーチアシスタントをいう。）が故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 研究活動における次に掲げる特定不正行為

イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ハ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること

(2) その他の研究活動における不正行為

イ 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

ロ 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと

(3) 公的研究費の不正使用及び不正受給

(4) 前各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(総括及び処理)

第3条 不正行為に係る調査、審理及び判定並びに裁定は、研究倫理・コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）にて審議し、学長に報告する。

(窓口)

第4条 不正行為に係る申立て、情報提供等に対応するため、内部監査室に不正行為申立ての窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

2 申立てを受けた場合、窓口は、当該申立ての内容を確認の上、速やかに学長及び研究倫理・コンプライアンス委員長（以下「委員長」という。）に報告しなければならない。

3 窓口は、申立者及び情報提供者の人権、個人情報等の保護に努めなければならない。

(不正行為に係る申立て)

第5条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、電話、ファクシミリ、電子メール、書面又は面談等の方法によって行うことができる。

3 第1項の申立ては、顕名により行われ、不正行為を行ったとする者、不正行為の態様、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。ただし、申立者は、その後の手続における氏名の秘匿を希望することができる。

4 前項にかかわらず、匿名による申立てがあった場合、委員長は、その内容に応じて顕名による申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。

5 第1項の申立ては、当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

(職権による調査)

第6条 学長は、前条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を委員長に命ずることができる。

2 前項の命令は、当該命令に係る事実の発生の日から起算して5年以内に行わなければならない。
(予備調査)

第7条 委員長は、第4条第2項に基づく窓口からの報告を受けた場合又は前条による学長から調査の開始を命ぜられた場合は、専門分野に応じた調査及び審議の適性を確保するために、委員会のもとに予備調査部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、第4条第2項に基づく窓口からの報告又は前条による学長からの調査開始命令のいずれか先になされた日から起算して30日以内に予備調査を行い、調査内容を取りまとめる。

3 部会は、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、当該案件の内容について疑義の合理性及び本調査の実施可能性等を調査する。

4 部会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。

5 部会は、予備調査の実施に当たっては、申立者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

6 部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 研究委員長

(2) 委員会の委員のうち委員長が指名した者 若干名

(3) 委員長が選任した外部有識者 若干名

(4) その他、委員長が必要と認めた者 若干名

7 前項に定める委員は、申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。

8 部会の長は、第6項第2号の委員のうち委員長が指名した者をもってあてる。

(予備調査の報告)

第8条 部会は、予備調査の終了後、当該調査の結果を委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、前項の報告に基づき、不正行為の可能性を判定し、本調査実施の可否を学長に報告しなければならない。

3 委員会は、不正行為が認められない場合には、申立者及び調査対象者（ただし、前条第4項の規定により事情聴取を行った者に限る。）に通知しなければならない。

4 学長は、申立て等の内容が公的研究費の不正使用の場合は、申立て等の受付から30日以内に予備調査の結果を研究資金提供機関及び関連教育研究機関等（以下、「配分機関等」という。）に報告しなければならない。

(予備調査に関する異議申立て)

第9条 申立者は、前条の通知に対し、1回に限り、異議の申立てをすることができる。

2 前項の異議申立ては、通知を受けてから1週間以内に、所定の異議申立書（様式第1）を窓口に出すことにより行わなければならない。

3 委員会は、異議申立てが妥当であると判断した場合は、本調査実施の可否について再検討を行う。

4 前項において、委員会は、再度予備調査を行うことができる。

(本調査)

第10条 委員長は、本調査実施の決定がされた日から30日以内に本調査を実施する。

2 委員長は、本調査を実施するため、本調査委員会を置く。

3 本調査委員会は、本調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、次の各号に掲げる事項について、調査し、認定する。

(1) 不正の有無及び不正の内容

(2) 関与した者及びその関与の程度

(3) 不正使用の相当額等

4 前項の認定は、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠

を総合的に判断して行う。

- 5 第3項の認定において、本来存在するべき基本的な要素の不足により、調査対象者が不正行為の疑いを覆すに足る証拠を示せない場合、本調査委員会は、不正行為有と認定する。
- 6 学長は、本調査の実施が決定された場合は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等並びに文部科学省に報告する。
- 7 学長は、本調査期間中において、必要に応じて、調査対象者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。
- 8 本調査委員会は、次の各号に掲げる委員（以下、「調査委員」という。）をもって組織する。
 - (1) 研究委員長
 - (2) 委員会の委員のうち委員長が指名した者 若干名
 - (3) 委員長が選任した外部有識者 若干名
 - (4) その他、委員長が必要と認めた者 若干名
- 9 本調査委員会は、その半数以上を本学に属さない外部有識者で構成する。
- 10 調査委員は申立者及び調査対象者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
- 11 本調査委員会の議長は、第8項第2号の委員のうち委員長が指名した者をもってあてる。
- 12 本調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者及び調査に寄与すると思料される者に対して事情聴取を行うことができる。
- 13 本調査委員会は、本調査開始後150日を目安に調査内容を取りまとめ、本調査の結果を委員会に報告しなければならない。
- 14 学長は、本調査の結果、不正の事実が一部でも確認された場合、配分機関等並びに文部科学省に報告しなければならない。
- 15 学長は、前項のほか、配分機関等並びに文部科学省の求めに応じ、本調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告若しくは調査の中間報告の提出又は正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。
- 16 委員会は、前項の報告に基づき、必要に応じて、その結果を申立者に通知することができる。
(審理及び判定)

第11条 委員会は、本調査の結果をもとに不正行為の有無、程度及び申立てが悪意（調査対象者を陥れるため、又は調査対象者が行う研究を妨害するため等、専ら調査対象者に何らかの損害を与えること及び調査対象者が所属する機関、又は組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）をもった虚偽の申立てかどうかについて審理、判定し、学長に報告する。

- 2 委員会は、前項の判定の結果を、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。
(判定に関する異議申立て)

第12条 不正行為が行われたと判定された調査対象者又は申立てが悪意であると判定された申立者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、委員長に対して異議申立てをすることができる。

- 2 前項の異議申立ては、通知を受けてから10日以内に、所定の異議申立書（様式第1）を窓口提出することにより行わなければならない。
- 3 委員会は、不正行為と判定された調査対象者から不正行為の認定に係る異議申立てがあった場合は、申立者に通知する。
- 4 委員会は、申立てが悪意をもった虚偽の申立てであると判定された申立者から異議申立てがあった場合は、申立者が所属する機関及び調査対象者に通知する。
- 5 学長は、第1項の異議申立てがあった場合は、配分機関等並びに文部科学省に報告する。
(再審理の必要性についての判定)

第13条 委員長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに本調査委員会に対して再審理の必要性についての審査を命ずる。

- 2 本調査委員会は、前条の異議申立てをもとに、委員会の判定の結果及び関係資料を検討すると

ともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を委員会に報告しなければならない。

- 3 委員会は、異議申立ての趣旨について新たに専門性を要する判断が必要となる場合には、本調査委員の交代若しくは追加等を行うことができる。
- 4 委員会は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により、窓口を通じ申立者及び調査対象者に通知する。
- 5 学長は、不正行為の認定に係る異議申立ての却下、再審理の決定について、配分機関等並びに文部科学省に報告する。

(再審理)

第14条 委員会は、本調査委員会が再審理の必要があると認めたときは、本調査委員会に対し、速やかに再審理を命ずる。

- 2 本調査委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、50日以内に再調査並びに再審理及び再判定を行わなければならない。
- 3 委員会は、前項の結果を学長に報告するとともに、文書により申立者、調査対象者及び調査対象者が所属する機関に通知しなければならない。
- 4 申立者及び調査対象者は、第2項の結果に対して異議を申し立てることはできない。
- 5 学長は、不正行為の認定に係る第2項の結果について、配分機関等並びに文部科学省に報告する。

(裁定)

第15条 委員会は、第11条第1項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項)の判定が行われた場合に、処分の可否(第2項第1号及び第2号をいう。)について裁定を行い、その結果を学長に報告する。

- 2 学長は、前項の裁定において不正行為が確認された場合は、配分機関等並びに文部科学省への通知を行うとともに、その結果を尊重し次の各号に掲げる措置をとることとする。ただし、身分上の取扱いについては、愛知大学職員懲戒規程の手続きによる。

(1) 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する勧告

(2) その他、不正行為の排除のために必要な措置

- 3 学長は、第1項の裁定の結果、不正行為が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等、不開示に合理的な理由がある場合を除き、当該裁定の概要について公表する。この場合において、公表事項について調査対象者の意見があるときには、その意見を付して公表する。
- 4 前項の公表の方法及び内容については、別に定める。
- 5 学長は、申立て等の内容が公的研究費の不正使用の場合は、申立て等の受付から210日以内に配分機関等に対し、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等の最終報告書を提出する。期日までに提出できない場合であっても、期日内に中間報告書を提出し、可能な限り早期に最終報告書を提出する。

(調査対象者の保護)

第16条 学長は、本調査又は再審理の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において、調査対象者の教育研究活動への支障又は名誉のき損等があったときは、その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第17条 委員会、本調査委員会及び不服審査委員会は、事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において、申立者又は調査対象者が補佐者の同席を求めた場合には許可しなければならない。

(協力義務)

第18条 不正行為に係る申立てに係る者は、当該申立てに基づいて行われる本調査又は再審理

に際して協力を求められた場合には、これに応じなければならない。

- 2 不正行為と判定された調査対象者の異議申立ての再調査の場合、本調査の結果を覆すに足る資料等の提出及び再調査の協力を求めたにもかかわらず調査対象者の協力が得られない場合には、本調査委員会は、再調査を行わず、再審理を打ち切ることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第19条 本学の職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる本調査又は再審理に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 本学の職員は、相当な理由なしに単に申立てがなされたことのみをもって調査対象者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 3 委員会は、前各項の申立てに関係した者、調査対象者が不利益な取扱いを受けることがないよう配慮しなければならない。

(秘密の保持及び窓口での特別な配慮)

第20条 不正行為に係る申立ての処理にかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、その過程において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

- 2 申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口は特別な配慮をしなければならない。

(不正目的の申立て)

第21条 委員会は、不正行為に係る申立てに関し、悪意をもった虚偽の申立て又はその他不正を目的とする申立て（以下「不正目的の申立て」という。）を行ったと疑われる者について、その扱いについては処分の権限を有する機関に報告する。

- 2 学長及び委員会は、本調査又は再審理の結果、申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合であっても、直ちにこのことをもって、不正目的の申立てを行ったとみなし、申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(事務の所管)

第22条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、名古屋研究支援課長及び豊橋研究支援課長をあてる。

(他の規程との関係)

第23条 この規程は、懲戒に関する一般的な規程及び手続を妨げるものではない。

(規程の改廃)

第24条 この規程の改廃は、委員会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

この規程は、2007年4月1日から施行する。

(略)

附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。